山形県被災宅地危険度判定士認定制度要綱

制定:平成16年3月30日

改正: 平成 24 年 10 月 1 日

改正:令和3年8月31日

改正:令和5年11月8日

第1目的

この要綱は、地震等により被害を受けた宅地による人的被害及び余震等による災害の 拡大を未然に防止するための被災宅地危険度判定士の認定等に関し必要な事項を定め るものとする。

第2 定義

この要綱において「被災宅地危険度判定」(以下「宅地危険度判定」という。)とは、 余震等による被災宅地の崩壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図 るため、宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被害の状況を調査し、変状項目 ごとの配点から危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

- 2 この要綱において、「宅地危険度判定士」とは、知事の認定を受けボランティアとして宅地危険度判定を行う者をいう。
- 3 この要綱において、「宅地危険度判定講習」とは、宅地危険度判定の技術の修得を目 的とした次の要件を満たす講習をいう。
 - 一 知事の行う講習若しくは知事の指定する講習。
 - 二 受講資格者は、次のいずれかであること。
 - イ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 22 条各号又 は都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 19 条第 1 号イからトに該 当する者
 - ロ 国又は地方公共団体等の職員(職員であった者を含む。以下同じ。)で、国又は 地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以 上の実務経験を有する者
 - ハ 国又は地方公共団体等の職員で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者。
 - 三 内容は、次のとおりであること。

イ 総論

口 宅地危険度判定技術

第3 認定等

宅地危険度判定士は、県内に住所を有し、又は勤務する者で宅地危険度判定講習を修 了したものの中から知事が認定するものとする。

2 前項の規程による認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当しないもの であること。

- 一 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77 号) 第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。)
- 二 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- 三 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している もの。
- 四 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。
- 五 その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- 3 第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第1号様式)に次に掲 げる書類を添付し、知事に申請するものとする。
 - 一 第2第3項第二号イに該当する者については、被災宅地危険度判定士資格要件申告書(第2号様式)及び各々の資格要件を証明する書類
 - 二 第2第3項第二号ロ又はハに該当する者については、被災宅地危険度判定士実務 経験証明書(第3号様式)
 - 三 宅地危険度判定講習修了証の写し若しくは修了証明書
 - 四 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0cm、横2.5 cm のカラー写真をいう。以下同じ。)
 - 五 その他知事が必要と認めた書類
- 4 知事は、前項の規定による申請があり、宅地危険度判定士として適格と認められるときは、認定台帳(第4号様式)に記載し、当該者に山形県被災宅地危険度判定士認定証を(第5号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定にかかわらず、他都道府県知事から宅地危険度判定士としての 認定を受け、県内に住所を有し、又は勤務し、第2第3項第二号に該当する者を、宅地 危険度判定士として認定することができる。
- 6 前項の規定による認定においては、第2項、第3項(第二号及び第三号を除く。)及 び第4項の規定を準用する。

第4 任 務

宅地危険度判定士は、地方公共団体等の依頼により宅地危険度判定を行うものとする。

2 宅地危険度判定士は、宅地危険度判定作業中においては常に認定証を携帯しなければならない。

第5 変更の届出

宅地危険度判定士は、第3第3項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、変更届(第6号様式)により知事に届け出なければならない。

なお、氏名に変更が生じたときは変更届に認定証を添えて認定書の書換えを受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳を修正するものとする。

第6 認定の更新

第3第1項の規定による認定は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

- 2 前項の認定の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の90日前から30日前までに更新申請書(第7号様式)に写真を添えて知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合は、認定台帳に更新した旨の記載をするとともに、当該者に認定証を交付するものとする。

第7 認定証の再交付

宅地危険度判定士は、認定証を紛失し、汚損し、又破損した場合は、再交付申請書 (第8号様式)に写真を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、当該宅地危険度判定士に認定証を再 交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた宅地危険度判定士は、紛失した認定証を発見した場合は、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第8 認定の辞退

宅地危険度判定士は、認定を辞退しようとする場合は、辞退届(第9号様式)に認定 証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

第9 認定の取消し等

知事は、宅地危険度判定士が不適格であると認めた場合は、認定を取り消し、又は認 定の効力の停止を行うことができる。

- 2 前項の規定により認定の取消しを行った場合は、認定台帳から抹消し、その旨当該宅 地危険度判定士に通知し、認定の効力の停止期間が満了するまでの間、認定証を預か るものとする。
- 3 知事は、宅地危険度判定士が他都道府県知事から宅地危険度判定士としての認定を受けた旨の通知があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、山形県被災宅地危険度判定士認定制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。